

随意契約締結状況

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約にかかる 契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
1	内視鏡装置 1式	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市東区長嶺南2-1-1	令和6年2月5日	富士フイルムメディカル(株)九州支社 福岡市博多区博多駅前 4-13-19	16,842,551	契約業者は当該機器の製造メーカーであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
2	健診システム Web問診システム連携 対応	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部情報管理課 熊本市東区長嶺南2-1-1	令和6年2月9日	株式会社エスシーシー 東京都中野区中野5丁目 62番1号	6,996,000	健診システムの機能改善であり、契約業者は当該システムの開発業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
3	超音波検診車 1式	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市東区長嶺南2-1-1	令和6年3月18日	(株)イズミ車体製作所	15,950,000	契約業者は全国でも屈指の検診車製作実績を誇る企業であるとともに当センターの検診車全てを同社に発注しており、その技術力と信頼性は非常に高い。さらに熊本県内では同社しか検診車を製作ができず、整備後のメンテナンス及び故障時の対応を考慮すると、同社でなければ業務に著しく支障を来すことから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
4	乳房X線検診車 1式	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市東区長嶺南2-1-1	令和6年3月22日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社熊本支店 熊本市中央区新市街11-18	52,130,397	契約業者は当該機器の製造メーカーであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
5							